

# 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

社会福祉法人正晴会

特別養護老人ホームさくら

短期入所生活介護あんず

## 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

### 1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

介護老人福祉施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にある事を認識しなければなりません。

このような前提にたって施設では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には敏速で適切な対応に努める必要があります。

施設の感染症・食中毒の予防、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、施設全体でこの事に取り組みます。

### 2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的指針

#### (1) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置する等、施設全体で取り組みます。

#### (2) 平常時の対応（標準予防策）

##### ア 環境整備

施設内の環境整備に努めるため、床や手すりの清掃、換気を実施し、整理整頓を心がけます。ユニットの食堂、廊下、共同トイレの床や手すりを平日毎日、次亜塩素酸ナトリウムを用いた消毒液で清掃し、汚染がひどい場合はその都度清掃するようにします。血液、分泌物、嘔吐物、排泄物等が付着した場合は、手袋を着用し、消毒液で清掃します。また1日1回は15分~30分程度、換気を実施するよう努めます。

##### イ 嘔吐物・排泄物の処理

嘔吐物や排泄物は感染源となる為、利用者の嘔吐物や排泄物を処理する際には、手袋、マスク、エプロンを着用し、汚染場所は次亜塩素酸ナトリウムを使った消毒液で清拭し、消毒します。おむつ交換時の排泄物は、手袋を着用して、オムツを新聞紙に包み、ビニール袋に入れて破棄します。処理後は、十分な手洗いや手指消毒を行います。

##### ウ 血液・体液の処理等

血液等の汚染物が付着している場合は、手袋を着用して清拭除去

した上で、消毒薬を用いて清拭消毒します。化膿した患部に使用したガーゼ等は、感染性廃棄物として分別処理します。

(3) 日常のケアにかかる感染対策

ア 標準的な予防策

血液・体液・分泌液・嘔吐物・排泄物（便）・傷や創傷皮膚などに触れるときは、必ず手袋を着用し、対処後は手袋を外し、手洗いと手指消毒をします。

イ 手洗いの基本

手洗いは、「1 ケア 1 手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とし、特に排泄介助後は、その都度手洗いを行います。手を洗うときは、時計や指輪を外し、液体石鹸を使用して洗い、手洗後は必ずペーパータオルを使用します。

ウ 早期発見のため日常の観察項目

異常の兆候をできるだけ早く発見するために、発熱、嘔吐や嘔気、下痢、腹痛、咳、咽頭痛・鼻水、発疹、摂食不良、頭痛、顔色や口唇色等の健康状態の観察に努め、異常が見られた場合は記録し、医療職へ報告します。

(4) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

- ①「発生状況の把握」
- ②「まん延防止のための措置」
- ③「有症者への対応」
- ④「関係機関との連携」
- ⑤「行政への報告」

施設長は、次のような場合には、敏速に関係市町村に報告するとともに、高知県中央西福祉保健所への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぎます。

※ 報告書式は、都道府県・市町村の指定様式とします。

<報告が必要な場合>

ア 同一の感染症若しくは、食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 一週間以内に 2 名発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又は、それらが疑われる者が 10

名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ イについては、同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が、発生してからの累積の人数ではないことに注意。

#### <報告する内容>

ア 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数

イ 感染症又は食中毒が疑われる症状

ウ 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

※ 尚、医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

#### (5) 発生時における施設内の連絡体制

感染症が発生直後は、速やかに看護職や主治医等の指示を仰いで対処します。発生後は、施設長、副施設長、事務長、看護主任、生活相談員、管理栄養士、介護長、理学療法士等の関係職種に連絡し、発生後の対応について協議します。緊急を要する場合は、緊急時連絡網に沿って連絡し、職員を招集するようにします。

#### (6) 関係機関への連絡体制

感染症が発生した場合や疑いがある場合は、協力病院である井上病院へ報告し、指示を受けるとともに、緊急時や主治医の指示によっては他の医療機関へ受診して対処します。場合によっては、管轄の市町村と高知県中央西福祉保健所へ連絡します。

### 3. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

#### (1) 感染症防止対策委員会の設置

##### ① 設置目的

感染症及び食中毒のまん延防止のための対策を検討するための方策を検討するため、感染症防止対策委員会を設置します。

##### ② 感染症対策担当者

次の者を感染症対策担当者とします。

担当看護師

③ 感染症防止対策委員会の構成員

- ア) 施設長
- イ) 副施設長（又は事務長）
- ウ) 看護師
- エ) 生活相談員
- オ) 介護支援専門員
- カ) 介護長
- キ) 介護職員
- ク) 理学療法士
- ケ) 管理栄養士
- コ) 調理
- サ) 嘱託医
- シ) その他

④ 感染症防止対策委員会の開催

委員会は、定期的に3ヶ月に1回開催します。

その他、必要時その都度開催します。

⑤ 感染症防止対策委員会の主な役割

- ア) 感染症予防対策及び発生時の対応
- イ) 各マニュアル等の作成
  - ※ 各感染症の予防マニュアル、各感染症対応マニュアル、清掃マニュアル、食品取り扱いマニュアル、食中毒予防マニュアル等
- ウ) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- エ) 利用者・職員の健康の状態の把握と対応策
- オ) 新規利用者の感染症の既往
- カ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上）
- キ) 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

⑥ 職員の健康管理

- ア) 直接介護に携わる職員は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施する。

インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行う。

- イ) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治まで適切な処置を講じる。

#### 4. 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防、まん延の防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

##### (施設長)

- ① 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任者
- ② 定期及び緊急時の感染対策委員会の開催
- ③ 感染症発症時の行政報告
- ④ 予防対策への啓発活動
- ⑤ 施設面会者の感染予防の啓発や指導
- ⑥ 緊急時連絡体制の整備（保健所各関係機関等、施設、家族）

##### (副施設長・事務長)

- ① 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の施設長補佐
- ② 施設長不在時の責任者

##### (生活相談員・介護支援専門員)

- ① 施設長、看護職員等と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- ② 家族への連絡・対応
- ③ 面会者の感染予防の啓発や指導

##### (嘱託医)

- ① 診断、処置方法の指示
- ② 各協力病院との連携を図る
- ③ 感染症発症時の保健所への報告

##### (看護職員)

- ① 医師、嘱託医、協力病院との連携
- ② 感染症発症時の対応及び他職種への指示
- ③ ケアの基本手順の教育及び周知徹底
- ④ 衛生管理、安全管理の指導
- ⑤ 早期発見、早期予防の取り組み
- ⑥ 経過記録の整備
- ⑦ 職員への教育

(管理栄養士)

- ① 食品管理、衛生管理の指導
- ② 食中毒予防の教育、指導の徹底
- ③ 嘱託医、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- ④ 経過記録の整備

(介護職員)

- ① 各マニュアルに沿ったケアの確立
- ② 生活相談員、看護職員、管理栄養士、調理員との連携
- ③ 利用者の状態把握
- ④ 衛生管理の徹底
- ⑤ 経過記録の整備

#### 5. 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わる全ての職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図ると共に、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行う。

- ア 定期的な教育・研修（年2回以上の実施）
- イ 新任者に対する感染症対策研修の実施
- ウ その他必要な教育・研修の実施

#### 6. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、当該施設内に掲示し、いつでも自由に閲覧することができます。

#### 附 則

平成27年3月31日より施行する。

平成30年4月1日に一部改正し、施行する。

平成31年4月1日に一部改正し、施行する。